

# サラリーマンの皆さんへ

## 年末調整のしくみと手続き

サラリーマンの給与についての所得税は、毎日の給料やボーナスから源泉徴収されることになっていきます。

ところで、毎日源泉徴収された税額の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは、必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給与やボーナスが支払われる時に、平成八年分の特別減税を含めて所得税の過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。

## 平成八年度分源泉所得税 年末調整の 説明会を開催します。

今年も年末調整の時期が迫りましたので、源泉徴収義務者(事業主)の皆さんへ、次のように説明会を開催いたします。御担当者の

ご出席を お願いいたします。  
なお、あらかじめ説明会の開催をお知らせするはがきを郵送いたします。当日はそのはがき

● 確定申告が必要な場合  
大部分のサラリーマンにとって年末調整は、その年の給与の収入金額が二〇〇万円を超える場合や、給与所得および退職所得以外の所得が二〇万円を超える場合、給与を二ヶ所以上から貰っている場合などは、確定申告をしなければなりません。  
詳しくは、鹿沼税務署(☎〇二八九一六四二一五二)へ、お問い合わせください。

① 今年、結婚や出産、就職などにより、扶養親族に異動があった場合↓「給与所得者の扶養控除申告書」  
② 控除を受けようとする所得者の合計所得金額の合計額が一〇〇〇万円以下で、配偶者が他の納税者の扶養親族となっていない場合↓「給与所得者の配偶者特別控除申告書」  
③ 本人が直接国民年金などの社会保険料を支払った場合や生命保険料、住宅や家財を保険の目的とした損害保険料を支払ったなどの場合↓「保険料控除申告書」

④ 最初の年に確定申告して、住宅取得等特別控除を受けた方で、二年目以降、年末調整でこの控除を受ける場合↓「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」  
なお、提出する際には「住宅取得資金に係わる借入金の年末残高証明書」を一緒に添付してください。

● 確定申告が必要な場合  
大部分のサラリーマンにとって年末調整は、その年の給与の収入金額が二〇〇万円を超える場合や、給与所得および退職所得以外の所得が二〇万円を超える場合、給与を二ヶ所以上から貰っている場合などは、確定申告をしなければなりません。  
詳しくは、鹿沼税務署(☎〇二八九一六四二一五二)へ、お問い合わせください。

## 鹿沼税務署からのお知らせ

12月2日(月)から鹿沼税務署では、相談や照会などで電話をおかけになる場合には、担当課・部門へ直接電話ができるようになります。

お尋ねや照会したい事項	担当課・担当部門	直通電話番号
・ 申告書の受付や広報などについて	総務課	0 2 8 9 6 4 - 2 1 5 1
・ 納税金額の証明発行 ・ 納付相談、滞納生理など	管理徴収部門	6 4 - 2 1 8 9
・ 所得税や個人の消費税の取り扱い ・ 個人の所得金額の証明の発行	個人課税第一部門	6 4 - 2 1 5 3
・ 土地などを譲渡した時の税金や、相続税、贈与税の取り扱いについて	資産税課税部門	6 4 - 2 1 5 7
・ 法人税や法人の消費税の取扱や印紙税や揮発油税の取扱について ・ 酒類販売業の免許や酒税の取扱について	法人課税第一部門	6 4 - 2 1 9 3
・ 法人の所得金額の証明の発行 ・ 源泉所得税の取扱について		
・ 照会したい担当が不明の場合	代表電話	6 4 - 2 1 5 1

## 個人事業税の納税者の方へ

個人事業税の納税者の方へ  
十二月二日は(月)は、個人事業税の二期分納期限です。最寄りの金融機関で納付してください。  
詳しくは、鹿沼県税事務所 事業税係  
☎〇二八九一六二一六二二